

マリア・ルス号事件の再検討

——外務省「委任」と仲裁裁判——

笠 原 英 彦

- 一、はじめに
- 二、外務省「委任」と神奈川県裁判所
- 三、仲裁裁判への道程
- 四、仲裁裁判と北方領土交渉
- 五、結 び

一、はじめに

ベルーの気船マリア・ルス号は、明治五年六月五日、日本近海を航行中船体の一部を破損し、やむなく当時の神奈川県令陸奥宗光の了解を得て、横浜港に入港した。同船舶は、清国広東省、マカオで雇用契約の成立した二三一名の清国人「苦力」を収容していた。⁽¹⁾

当時、マカオは事実上ポルトガルの法権下にあった。アヘン戦争後の混乱に乗じて、ポルトガルはマカオに容赦なく介入していたのである。したがって、マカオにおける清国人の出入国管理はポルトガル政府の手に帰していた。⁽²⁾

かかる状況の中で、該事件の発端となる契約書が作成された。マカオに集められた清国人は、ポルトガル人から移民契約書の説明を受け、出国の意思が確認されると、契約書への署名を求められた。そして、同契約書は、移民の受入れ先であるペルー側代理人とポルトガルの設置したマカオ支那住民監督局担当者の署名をもって発効した。⁽³⁾

こうしてペルーのカラオーをめざして出航したマリア・ルス号は、日本の南方洋上で遭難し、上述の如くわが国に緊急避難を求めてきたのである。ところが、同船舶に乗船していた清国人、木慶が脱走し、横浜港内に停泊中のイギリス軍艦に救助を求めたことから、事件は意外な展開をみせた。

木慶は、マリア・ルス号船内で虐待がなされている事実を訴えたため、イギリス側は直ちに同国領事館を通じてその旨を神奈川県に通告した。通告を受けた神奈川県は、イギリス領事館より木慶の身柄を引き取るとともに、マリア・ルス号船長ヘレイラを召喚して事情を聴取した。しかし、このとき、船長は同船内における虐待行為を一切否定したため、木慶は同船に返還された。⁽⁴⁾

しかし、その後も同船から清国人が救助を求めて脱走したことから、駐日イギリス代理公使、ワトソンは人道上黙視しえないとして、駐日アメリカ臨時代理公使シェパードとともに、外務卿副島種臣に対し善処を求めてきたのである。それは、すでに奴隷解放令を布告していた人権先進国たる両国からの申し入れであった。

ワトソンは、副島に宛てた書簡の中で、「貴国内ニテ清国人ヲ無理ニ取扱候者有之時ハ貴政府ニテ一日モ不被差置コトト存候⁽⁵⁾」と述べ、奴隷の売買によって日本国の風土が著しく汚される事態は速やかに回避されるべきであると勧告した。

外務省は、同事件がわが国領海内で発生したことに鑑み、また人道上からも、日本の法権の正当な行使により裁判に付するのが妥当であるとの方針を確認した。江藤新平を擁する司法省はかかる方針に反対したが、副島は三条太政大臣の裁定を得て、事件処理につき全権を委任され、神奈川県に裁判の担当を指令した。

この後、日本における裁判では、マリア・ルス号船長の虐待行為をめぐる刑事裁判と、裁判に伴う雇用契約不履行及び損害賠償を求める民事裁判の二回の審理が行われた。この際下された判決内容に不満なペルー政府は、再度日本に使節を派遣して強硬に抗議した。そこで、両国は協議の結果、ロシアに仲裁裁判を求めることで合意した。

これまで、同事件をめぐる研究では、第一の刑事裁判、第二の民事裁判、そして第三の仲裁裁判と長期にわたる事件の展開過程の検討を通じて、司法に対する外交の優越や、奴隷解放による人権の伸長など、種々の意義が強調されてきた。⁽⁶⁾

しかし、同事件に関して当初、外務省が神奈川県に裁判を指令した法理や、仲裁裁判を、当時北方領土をめぐり緊張関係にあったロシアに委ねた日本政府の外交方針決定の背景などは、未だ十分な論究がなされているとはいえない。⁽⁷⁾

そこで本稿では、国立国会図書館憲政資料室所蔵『副島種臣関係文書』、『大江卓関係文書』、『榎本武揚文書』、『井上馨関係文書』、早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』、及び国立公文書館所蔵『太政類典』、『公文録』等の資料をもとに、今一度事件の経過を再検討し、外務省「委任」の法理と仲裁裁判をめぐる外務省の対応について、以下考察を加えてゆくことにしたい。

- (1) 尾佐竹猛全集・第十二巻『法窓秘聞』、實業之日本社、昭和二十四年。
- (2) (3) 大橋昭夫『副島種臣』、新人物往来社、平成二年、一三〇頁以下参照。
- (4) 武田八洲満『マリア・ルス事件——大江卓と奴隷解放』、有隣堂、昭和五十六年。
- (5) 田中時彦『マリア・ルス号事件——未締約国に対する法権独立の一過程——』、『日本政治裁判史録』明治・前、第一法規、昭和五五年。

(6) 外務省調査部編『大日本外交文書』第五巻、一四九頁。

(7) 前掲『副島種臣』は、事件発生の遠因を考察した点で注目される。同書では、事件の背景に、世界の労働市場の変容や日

本の外交政策立案に向けての体制整備といった、これまでにない視点が設定されている。たとえば、南北戦争の最中、リンカーン米国大統領による奴隸解放宣言に基づき制定された、米国憲法修正第一三条が引き起こした国際労働市場の変容などを取り上げている。

二、外務省「委任」と神奈川県裁判所

明治五年七月一日、副島外務卿は神奈川県権令大江卓に対し、「横浜港内に碇泊罷在候白露国マリヤルズ船一件並に同船にて相生し候事案敵敷糾弾致候儀、当今至要に候。依て同船々長並に同船にて相生候始末、及び同船に乘組居候清国船客等に於て苛酷の取扱を受候儀、其外出訴の事情無之哉神速吟味可被致候。右の事件篤と糾弾を遂げ、其結末当省へ可被申立候」旨の指令を下した。⁽¹⁾

かかる対応は、「時の太政大臣三條實美公の手を経て、全権を副島卿に委任せらるるの御親裁を得て、副島は之に對する適當の処置を講ぜんとした」ものであった。すなわち、三條太政大臣名でマリア・ルス号処分⁽²⁾の全権を天皇が副島に「委任」したのである。⁽³⁾

ここにみえる外務卿への「委任」の法理は如何に理解されるべきであろうか。この点、近時の研究で注目されるのは、羽賀祥二氏の「臨機処分」権に関する論考である。⁽⁴⁾

羽賀氏は、同論考において、「大蔵省・太政官は明治五、六年にかけて続発した農民一揆を鎮圧する過程で、地方官や大蔵省官員、さらに司法省官員にたいして『臨機処分』権を付与していった。これはある特定の官員に鎮圧をおこなうために必要とされる、軍事・行政・司法の諸権限を一時的に与えたものである。」⁽⁵⁾とし、同権限が「委任状」という形式で付与されていること、そしてそれが太政官制の内包する「委任」の論理と深く関わる点に着目している。

羽賀氏の議論の中で、とりわけ注目されるのは、こうした「委任」の論理が明治四年七月制定のいわゆる太政官三院制の制度的欠陥を補完する目的をもっていたとする指摘である。⁽⁶⁾筆者もかつて、太政官三院制が各省卿に「自主的政策運営と人事権行使を保証」⁽⁷⁾し、官僚組織の専門分化を促進した点を論じた。しかし、その代償は政策間の競合化に伴うセクシヨナリズムの進行であり、その弊害は明治六年の予算紛議に集約的に表出した。そこで政府は、太政官制を潤色し正院への権力の集中化を企図したのである。⁽⁸⁾

羽賀氏は「委任」の実例を主として『太政類典』及び『法規分類大全』政体門より挙示し、農民一揆や士族反乱の鎮圧から行幸及び外交使節に対する「委任」まで、広範に捉えている。そして、それは「委任状」交付をもって執行されること、「委任」がなされるのは「緊急事態」や「遠隔地」などの要素が存在する場合であることが指摘されている。⁽⁹⁾実に貴重な指摘であり、さらに発展的考究の可能性を秘めた見解であるが、たとえば東京での条約締結に際しても、「委任状」の交付がなされており、⁽¹⁰⁾その場合外交使節の来日は予定された外交スケジュールであること、また太政官制の潤色後も引き続き「委任状」が交付されていることなど、今後検討すべき課題も残されているように思われる。ここでは紙幅の制約からこれ以上踏み込むことはできないが、太政官制の根幹に関わる問題だけにいずれ稿を改めて論及してみたいと考えている。

むしろここでの当面の関心は、上記の明治六年七月のマリア・ルス号事件の裁判が太政大臣の名の下に勅命により外務卿から神奈川県権令に指令された点である。事件発生時において、司法権は依然行政権と未分離の状況にあり、事件がそもそも外交的側面をもっていったことから、特命をもって外務卿が神奈川県権令に対し特別裁判所の開設を求めたことは当然のなりゆきと言えなくもない。しかし、当時司法権の確立に腐心していた江藤が司法省管轄下の裁判所を同地に設置すると、司法省側から当該裁判の移管が強く求められた。⁽¹¹⁾これに対し、外務省も神奈川県もまったく応じようとはしなかった。

こうした対応の背景には、かかる裁判の「委任」が太政大臣の輔弼を媒介として天皇の勅裁を経たとする論理が働いていたものと考えられる。そしてまた、副島外務卿自身が、すでに明治四年五月、「樺太経界ヲ定ムルノ件」について同様の「委任」を受けていたからにはかならない。すなわち、同月二十二日付で、当時参議であった副島に対し、「我国魯國ト壤土最近シ、交宜最厚ウスヘシ。殊ニ樺太地方ノ如キハ彼我人民雜居往来各其利ヲ営ム、之ヲ保全スルノ道ニ於テ豈心ヲ尽ササルヘケンヤ。……（中略）……是経界ヲ定ムルノ最急務ニシテ独朕ノ深ク憂フルノミナラス、魯帝モ又嘗テ大ニ心ヲ勞セシ所以ナリ。因テ爾種臣ニ命シ委スルニ全權ヲ以テシ、往テ経界ヲ定ムル」とした「委任」がなされていた。したがって、こうした「委任」の論理は副島にとってはじめての経験ではなかったのである。

さらにその背景には、英米両国の代理公使らが人権擁護の観点から日本の司法介入を外務省にしきりに働きかけたという事情もあった。駐日英国代理公使、ワトソンは副島外務卿に対し、マリア・ルス事件は「貴國之地面を汚し候事」と断じ、その処置は「普通之仁情ニ依而」なされるべきことを進言していた。もちろん、このとき欧米に派出されていた岩倉使節団への対抗意識が働いた可能性も否定できない。

外務省は神奈川県に対し、財政的側面からの支援も惜しまなかった。同年七月十七日付で外務省は正院に対し、「今般ヘリユ国マルヤルシー舩一件吟味ニ付、雜費金ノ儀別段大蔵省ヨリ御出方相成候趣ニ候へ共、未タ神奈川県ヘハ右ノ趣御沙汰無之候間、早々御沙汰有之候様致シ度」旨を上申し、重ねて「尚々右ハ差向出金ノ廉モ有之、至急御沙汰不相成候テハ差支候」と要請している。大江も翌月、井上馨大蔵大輔に宛て、「我神奈川県開港場ヲ管シ、外事常ニ内地ニ波及シ諸費都テ管轄石高ヲ以テ他県ト比較ス可カラス。一言ヲ以テ廟堂之列賢ニ申議シ大省ニ於テ適宜ノ方法ヲ設立」することを求めている。これに対して大蔵省は難色を示していたのである。

このように、神奈川県による特別裁判の前途は多難であった。とりわけ、前述の江藤司法卿による裁判管轄をめぐる批判は舌鋒の鋭さにおいて他を圧する勢いがあった。横浜に司法省管轄の裁判所が設置されると、江藤はすかさず

司法少丞河野敏鎌を神奈川県庁に派遣して同裁判権の移管を強く迫った。江藤の批判の根底には、司法権の行政権からの分離独立の主張だけではなく、太政官制の論理に対する根本的懐疑が伏在していた。⁽¹⁹⁾

しかし、神奈川県にとって当面問題であったのは、むしろ江藤の裁判権移管の主張が諸外国の支持を獲得し、同時にペルー側に対日批判の論拠を提供する可能性が高かったことであろう。そもそも、同事件の処理は副島外務卿と大江神奈川県権令のラインによる政治的判断が先行し、「委任」の論理は一種の便法であった。とはいえ、副島は巧妙に太政官自体を巻き込んでいたことから、種々の批判を取って跳ね返してまでも日本外交の勝利を得ようと企図したのであった。⁽²⁰⁾

実際、ペルー側の弁護人ディッキンズは特設裁判所における口頭弁論において、裁判所の構成そのものの正当性に鋭い批判を加えた。⁽²¹⁾ また、同事件が未締約国に対する裁判であることから、横浜居留地規則第四条の規定に基づき、諸外国領事より裁判への「立会」が要求された。⁽²²⁾

神奈川県裁判所はやむなく後者の要求を認めたが、まもなく各国領事より「日本官吏ニ依ツテ所罰スルハ不適当」なる意見が続出した。そこで、太政官正院は八月十日付で、神奈川県権令に「今般其県え裁判所被置候共白露国船裁判の儀は是迄の通可致取扱事」と達した。⁽²⁴⁾ 同期の政治体制下では、太政官にとって前述の「論理」のみが事実上各省や地方官に対する有効な統制手段であり、それが広範な行政領域にわたるだけに、同事件についても正院は副島や大江を終始援護せざるをえなかったのであろう。

副島の太政官への根回しは周到を極め、外務省からアメリカ法律顧問スミスを派遣しただけではなく、司法省からも玉乃世履大判事、島本仲道司法大丞、河野司法少丞、法律顧問ブスケを立ち会わせるなど、⁽²⁵⁾ いわば取り込み型ともいふべき方法で裁判所の構成に対する批判をかわした。

一方、大江も裁判の進行に手抜きがなく、早くも七月二十三日には「神奈川県庁吟味目安並見込書」⁽²⁶⁾の作成を終え

ていた。そして、判決は同書に事実上沿う形で、船上における清國人虐待の事実が認定され、闘毆律に従い船長に杖一百のところ「寛典ヲ以テ此罰ヲ許シ得ヘシ」との言渡しを行った。

事件処理に向けた政府の姿勢を知る上で、外務省が同年作成した「秘魯国マリヤルツ船一件」はとりわけ参考となる部分の多い文書であり、これを『井上馨関係文書』収録文書に従って検討しておきたい。⁽²⁷⁾

同文書には、「右裁判書並其ニ記載セル主意ハ固ヨリ当政府ニテ同意許可スル者ニシテ県庁ニテ裁判ヲ為ザル得サルニ至リシ原由ハ充分之ニ尽シタリ」とあり、「今結末ニ至リ政府左ノ條々ヲ保証ス」⁽²⁸⁾として、以下六条を列記している。⁽³⁰⁾

第一 此一件ノ処置ハ（マリヤルツ）船ノ船司自ラ之ヲ招キシ事。

第二 当政府ニテ処置ヲ施スニ当リ（マリヤルツ）船ニ在ル支那人ヲ保護スルハ其船司ヲ保護スルト同様ニシテ決テ偏頗無之事。
第三 此義務ハ左條ニ述ル如ク現ニ之ヲ尽シタル事。

一 日本領海中ニテ残虐ヲ受ケシ旨支那人之ヲ訴ルニヨリ即之ヲ糾シタリ。

一 当裁判所ヲ開キ、約定書ト唱ルモノニ拠リ右旅客ヲシテ其約定ヲ果サシメサルヲ得サル旨船司ヨリ願出タルニヨリ、懇ロニ之ヲ聞糾シタリ。然ルニ其趣ハ支那人ノ権理ニ悖リ、又斯ノ如キ時ニ当リ欧州ニテ施シ来ル処ノ処置ニ反シタルヲ以テ支那人ヲ船中ニ差婦ス事ヲ拒ミシナリ。

第四 此一件ノ処置ヲナスニ当リ葡萄牙皇帝陛下ヨリ至当ニ異論ヲ受ルガ如キ事ハ決テ施サザリシナリ。

第五 当政府ニテ近隣タル支那国ニ対シ施スヘキ義務ハ則之ヲ尽シタレハ、秘魯共和政治国ニ対シテモ亦同様其義務ヲ尽シタリ。
第六 条約未盟国民ヲ管轄シ、自己ノ裁判ヲ開キ、自主ノ権理ヲ固存スルニ当リ、締盟国ニ対シ何ソ恥辱ヲ與ルノ意アランヤ。

毫モ之ヲ與ヘサリシナリ。

「条約未盟国民ヲ管轄シ、自己ノ裁判ヲ開キ、自主ノ権理ヲ固存スル」とした第六条には、日本政府の同事件に臨む基本姿勢が鮮明に表れていると言えよう。

周知のように、この後、ベルー側は契約の履行と損害賠償を求めて、同裁判所に民事訴訟を提起する⁽³¹⁾。その審理をめぐっては、日本の芸妓売買が問題化し、人身売買禁止が達せられるが、⁽³²⁾ここでは紙幅の関係より割愛し、次章以下ではそれに続く仲裁裁判を取り上げたい。

- (1) 『大日本外交文書』第五卷、四二二頁。
- (2) 『大江天也伝記』（大空社、昭和六二年）、一八八頁。
- (3) 国立公文書館所蔵『太政類典』第二編、外国交際三七、「同裁判桌令担当」。
- (4) 羽賀祥二「明治初期太政官制と『臨機処分』権」（明治維新史学会編『幕府権力と明治維新』、吉川弘文館、平成四年）。
- (5) 羽賀前掲論文、一九一頁。
- (6) 同右論文、二〇七頁。
- (7) 拙著『明治国家と官僚制』（芦書房、平成三年）、八八頁。
- (8) 国立公文書館所蔵『自明治五年至同十年・公文別録』（三）により財政論上の問題は氷解するが、その政治的背景をめぐっては、太政官三院制のもつ制度的欠陥と留守政府と洋行派の間に成立した十二箇条の約定に関する考察が不可欠である（前掲拙著、二二三頁以下参照）。
- (9) 羽賀前掲論文、二〇六―二〇七頁。
- (10) 『法規分類大全』政体門、一、一〇五頁、「六年八月二十日付御委任状、秘魯国条約ノ事」参照。
- (11) 『日本政治裁判史録』明治・前、二七七頁参照。
- (12) 『法規分類大全』政体門、一、一〇九頁、「明治四年五月二十二日付副島種臣へ敕」。
- (13) (14) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『副島種臣文書』『マルヤルス号差押ニ関スル書類』第七号、明治五年六月二十九日付副島外務卿宛アージ・ワトソン書簡。
- (15) (16) 『公文録』、「壬申・チユニス国秘魯国裁判一件」全。
- (17) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『大江卓関係文書』『大江意見書』（明治五年八月、井上馨宛）。
- (18) 『公文録』、「壬申・チユニス国秘魯国裁判一件」全。
- (19) 羽賀前掲論文参照。
- (20) 『大江天也伝記』、一八四―一八五頁。

(21) 弁護人ディッキンズより、清国人との雇用契約がマカオで締結されたことから、ポルトガル法に基づく審理が求められている。これに関連し、葡萄牙領事イ・ロレイロから神奈川県に対し、マリア・ルス号の抑留措置の許可をめぐって抗議がなされた(『大日本外交文書』第五卷、四四四—四四五頁)。

(22) 『公文録』、「壬申・チュニス国秘魯国裁判一件」では、「右訴訟吟味ノ上之ヲ裁断スル前、其断案ヲ心得ノ為領事ニ送リタリシニ、此厚意却テ外国領事若干ノ異論ヲ招キ、右県庁裁判ノ法ニ反論ヲ起シタリ。」として、日本側が横浜居留地規則に則り、極力諸外国に配慮したことが強調されている。

(23) 『大日本外交文書』第五卷、四八六—四八七頁。

(24) 同右書、四五三頁。

(25) 明治五年七月二十日付「マリア、ルス号船長吟味書」には、裁判人として大江神奈川県権令御雇ヒール、「立会」として玉乃、花房、河野、そして「出席」として葡伊領事の名が列記されている(『大日本外交文書』第五卷、四五〇頁)。

(26) 『公文録』、「壬申・チュニス国秘魯国裁判一件」全、参照。同年七月二十三日付の同県作成「吟味目安並見込書」によれば、同県庁は「右船ハ当帝國ト条約未済ノ国ニ付属スル者ナレハ、其船所属ノ書類ハ当庁ニ預リ置タリ」とし、「右掛合ノ趣、外務省ヨリ当県庁ヘ伝達吟味可致旨命令有之。其他船客ヨリ幽閉苛責又残酷ノ取扱ヲ受タル趣、苦情出訴スル事アラハ取調可申旨ヲモ命セラレタリ」として、裁判権及び裁判管轄に対する認識を示した。そして、「証拠申立ノ為、右船客タル支那人二百三十名悉ク当県庁ヘ呼出タリ。且当県庁ヨリ取調ノ為メ土官ヲ右船中ヘ差遣シ、右土官ヨリ猶他ノ事情ヲ報告セリ。」等の捜査手続を述べ、「総テ右箇条ハ銘々申口並船司ノ申口ヲ以テ判然タリ」と証拠採用について言及している。その結果、本文中に述べたような判決が出たのであるが、これに対しプロシア総領事代理ザッペーから反対意見書が提出された。それによると、ザッペーは「現今ノ糾問ハ正当ニシテ法律ニ悖ラル者ト雖モ、右目安並裁判ノ趣ニ同意シ能ハス」との見解を表明、その理由として、「裁判庁ハ只訴人ノ申立ノミヲ聴シ」と裁判所の証拠採用のあり方や、締約未済国の事案に対する各国領事の勧告が無視されたことを挙げた。

(27) (30) 国立国会図書館憲政資料室蔵『井上馨関係文書』、第五一。

(31) 第二の民事訴訟については、前掲『法密秘聞』及び『日本政治裁判史録』に詳しいが、結局当該訴訟によって、民事訴訟に限定するにせよ、事実上ベルー側は神奈川県裁判所の構成を容認したことになろう。

(32) 太政官布告第二九五号の意義については、牧英正『人身売買』(岩波書店、昭和四六年)及び、毛利敏彦『明治六十年政変』(中央公論社、昭和五五年)参照。

三、仲裁裁判への道程

第二弾の民事裁判も終了し、大江は『馬里亜老士船裁判略記』に、「本邦ニ在テ実ニ亙古未発ノ審判タルヲ以テ、程規律例ノ準拠スヘキナク、其間又尋常審判上ニ於テ未タ嘗テ有ラサル種々ノ論駁アリシカ」と回顧し、事件の決着に安堵の感情を滲ませた。⁽¹⁾

しかし、事件はなおも拡大の様相を示し、まさに第三ラウンドへと突入してゆくことになる。⁽²⁾

明治六年三月、修好条約締結の命を受けて来日していたペルー国特命全權大使、オーレリオ・ガルシア・イ・ガルシアは、条約締結の前提として、マリア・ルス号事件の解決を持ち出したのである。来日に際し、ガルシアは国際法学者、フェデリコ・エルモウレを公使館書記官として同行しており、当初より同事件の国際法的解決を企図していたものと考えられる。⁽³⁾

これに対し、外務省は、副島外務卿が渡清するため、交渉は外務少輔、上野景範がこれにあたることになった。⁽⁴⁾ ガルシア大使は四月二日、上野外務卿代理に対し、同事件の解決をめぐる日本側の非を唱えた外交文書を手渡した。⁽⁵⁾

それによると、外務省の指揮下に行われた神奈川県による裁判は、「所轄ニアラサル事」、「裁判設立方ノ正シカラサル事」、「処分ノ自儘ナル事」、「独裁ヲ為ササル事」の諸点において疑義があるとされた。

第一の点は、マリア・ルス号船内のできごとを「懲戒事件」とし、たとえ横浜港内といえども、日本の法権は及ばないとの指摘である。さらに日本の官員が同船の清国人を取り調べるため上陸させたことは不当であり、また契約内容にまで容喙したことは明らかに越権行為であると非難している。

第二の点は、居留地規則第四条の規定する各国領事の立会いを拒否し、⁽⁶⁾ また裁判に英米両国の法律家を同席させた

ことは違法であるとの主張であった。

第三の点は、日本政府は同船の船長に対し、清国人返還の保証を事前に与えなかったばかりか、船長ならびに雇い主の損害を顧みることがなかったことを挙げている。

第四の点は、同裁判は一貫して行政庁たる神奈川県によって行われており、そこに司法権の独立が認められない違法な裁判であるとの指摘である。⁽⁷⁾

ペルー側は、以上の点を挙げて、日本側の非を認めさせ、損害賠償請求を起こす意向であった。しかし、日本側も国家の威信をかけて事件処理の正当性を訴え、争う構えをくずさなかった。すでに派出に先立ち、副島はかかる意向を上野に伝えていた。⁽⁸⁾

ペルー側は、過去の様々な事案にふれ、日本の対応の違法性を盛んに強調し、さらに十二通におよぶ付帯意見書を添えて、日本に対し法律論争を挑む覚悟であった。しかし、日本側も当時有力なお雇い外国人法律家を抱えており、たとえば、米国法学者ハルラックが、外国商船に対する寄港国の地方官の法権を認めており、南米の法律家の間でも、商船にはやはり同国の法権が及ぶ旨が有力学説であることをすでに承知していた。⁽⁹⁾

『大隈文書』所載の「ペルー国マリヤ・ルツ号一件ニ関スル『ガルシヤ』公使宛三条太政大臣回答書（明治六年六月七日付）」によって、日本側の主張を大筋において理解することができる。⁽¹⁰⁾

六月十四日付のペルー国使節宛上野外務卿代理書簡では、「地方法律に照して之ヲ罰せざるなり」⁽¹¹⁾と港内における法権の所在に言及、「商品乗組人数及び物品は地方の規則之を管轄するに於て充分の権なり」⁽¹²⁾との見解を示した。これを学説上から裏付けるべく、書簡には上記のハルラックの有力説を引き、「地方官は尋常探索の事あるときは其港内に滞泊せる外国船に乗入るを得べし」⁽¹³⁾としている。

六月十九日にも第二回目の会談がもたれたが、事態は一向に進展をみなかった。そこで駐日米国公使、デ・ロング

の助言を得て、両国は同事案を仲裁裁判に委ねるに至ったのである。⁽¹⁴⁾

翌二十日、上野外務卿代理は、「白露国公使とマリヤルーズ船一件に付反復討論の末終に別紙の通り締盟国の裁判に任すへき事に決議いたし候⁽¹⁵⁾」と、三条太政大臣宛てに決裁を求めている。そして、仲裁国にはロシアが選ばれた。

仲裁国の選定については、両国の事務レベル折衝によって決着をみたのであった。同月二十九日付大江神奈川県権令宛花房外務大丞書簡は、「追々反復討論の末互に其持論協同せざるより終に魯西亞帝の裁判を乞ふ事に決定⁽¹⁶⁾」した旨を伝えている。

これに先立ち、同月十九日、外務省はペルー国使節との間に、仲裁裁判をめぐり約定書を取り交わした。約定は、翌二十日の太政大臣宛の第三国による仲裁裁判委任の伺の付属文書として提出された。

それによると、「双方互ニ其議ヲ主張シ弁論数刻ニ及ヘリ。双方政府各自其有理ヲ思ヒ相互ニ屈スルヲ欲セサルハ明白ニシテ、卒ニ双方ノ主意ニ於テ協和スヘカラサルノ岐異ヲ生シ、且両国ノ友誼ヲシテ益懇篤ニ至ランシメンコトヲ欲スルハ、双方素ヨリ企望スル処ナレハ、下名日本及ヒ秘魯ノ政府ニ代リテ此一件ヲ締盟国ノ君主不偏ノ裁判ニ任スヘキコトヲ決定ス。下名ハ速ニ判者ノ選定及ヒ判者ニ此事件ヲ任スヘキ方法ヲ約定ス⁽¹⁷⁾」と、両国が仲裁裁判に至った経緯が説明されている。そして二十九日、ロシアが選定された。

仲裁裁判の展開に入る前に、まずかかる仲裁国の選定をめぐって、従前の多くの研究において実に不適切な評価がなされていることを指摘せねばならない。すなわち、『日本政治裁判史録』は「もっとも両国に利害関係が薄い⁽¹⁸⁾」と評価し、『法密秘聞』は「最も利害関係の薄き⁽¹⁹⁾」ことをロシア選択の理由に挙げている。これは、まったく当時の日露関係に対する理解を欠いた見解と言わねばならない。武田八洲満氏が、わずかにその点において核心にふれる指摘を行っている。同氏は、著書の「あとがき」において、わずかながらも当時、日露両国間に北方領土問題をめぐる緊張関係が存在したことを指摘している。⁽²⁰⁾

外交史的見地に立てば、むしろ北方領土問題、すなわち樺太千島交換条約の交渉ばかりが注目され、同時進行していた仲裁裁判の経過が等閑に付されたと言ふべきであろう。

そこで以下、領土交渉の進展と仲裁裁判の進行状況を注意深くみてみることにしたい。

その前提としてまず注目すべきはロシアを仲裁国に選定した時点における日露間の外交関係である。それは、一言にしていえば、きわめて混沌かつ険悪な事態に直面していた。⁽²³⁾

と言ふのも、この年（明治六年）四月二十二日、樺太で日本側の漁業倉庫から出火する事件が発生した。同倉庫はかねてよりロシア側が撤去を求めていたものであったため、ロシア人による放火が強く疑われた。そればかりか、ロシア側は日本の消火活動を妨害したため、事態は一層険悪な様相を呈するに至ったのである。同事件直後には、ロシア人による暴行事件も生起しており、現地では一触即発の事態に直面していた。⁽²⁴⁾

堀基開拓幹事はかかる事態を受け、在留邦人を保護するため北海道からの出兵を黒田清隆開拓使次官に要請していた。⁽²⁵⁾ 実に仲裁国の選定はかかる両国関係の中で決定されていたのである。

くしくも、同年六月二十五日、仲裁裁判に関する約定書が締結された、まさにその日に開拓使五等出仕、西村貞陽より上野外務卿代理に対し、出火事件の顛末を報告する届書が提出されている。そこには、付属書類として、「函泊出火事件ニ関シ露国兵ノ粗暴ニ対シ治安ノ為樺太ニ兵備アリタキ旨」⁽²⁶⁾の、樺太現地の堀基開拓幹事より長谷部開拓少判事宛の上申書が含まれていた。

こうした情勢下における仲裁国の決定は、いささか日本政府の外交感覚を疑わしめる余地を残していると言わねばならない。まさに仲裁国選定はペルー側の思うつぼといった様相である。外務省に着目すれば、外務卿の副島は清国主張中であり、太政官の上層部をみても、前月の太政官制潤色をうけて留守政府にあって頭角を現した江藤新平らが新たに参議として入閣し、洋行派はわずかに大久保が帰国したばかりで、木戸、岩倉らは依然派出中であつた。五月

には、かの予算紛議が発生し、井上馨ら大蔵省首脳が辞職するなど政局は混迷の度を深めていた。⁽²⁵⁾ かかる国内事情を反映してか、仲裁国の決定にはおよそ外交的配慮というものが見出しにくい有様であった。

おそらく、こうした仲裁国の選定には、政府の決定中枢における政治の空白が存在し、事務レベルの折衝がそのまま追認されるといった、およそ国益への配慮を著しく欠いた決定がなされたものと推測される。

当時、開拓使が樺太放棄論を持論とする黒田によって事実上統括されていたことも、こうしたこととあながち無縁とは言えないであろう。

(1) 明治六年二月の『新聞雑誌』は、横浜刊行のジャパン・ヘラルド新聞の撮訳を報じた。ヘラルド紙は、マリア・ルス号事件処理の経過を概説した後、「此傭奴条約ノ儀ハ前文ノ如ク、遠キ外国ニテ行ヒスコトナレバ、日本ノ規則内ニハ更ニ関係之ナキ事ニテ、只此船ノ日本国領ノ海中ニ来リシヨリシテ、如此関係トハナリタリ。今日日本ハ傍ヨリ好ミテ外国ノ事件ヲ買取りテ自カラ善トセリ。」と評した。

(2) 「苦力」の解放に歓喜したのは、言うまでもなく中国である。同国の新聞『申報』は同治十二年一月二十日（明治六年二月十七日）付で、ペルー国王の使節が砲艦数隻を率いて日本に向かっているとの情報を伝えた。そして、ペルーが砲艦外交により日本に賠償を求めることを警戒し、英仏両国の軍艦が要所に配備されたと報じた。そして、中国もこれを傍観するわけにはゆかないとの態度を表明している。

(3) 前掲『法窓秘聞』二五九頁。

(4) 上野は明治初年、維新政府の外国事務御用掛に任命され、明治二年にはハワイにおける日本人移民召還問題で実績を挙げ、その後租税権頭など大蔵省の要職を歴任し、同四年十二月より外務少輔となった。在任中は外務卿の出張に伴い、外務卿代理として事実上省務を掌握することが少なくなかった。

(5) これは、同年三月三十一日付で秘露国使節が上野外務卿代理に宛てた『マリアルス』号処置ハ不法ナルニヨリ右損害賠償アリ度旨申越ノ件」と題する文書であって、五つの付属文書が添付されている（『大日本外交文書』第六巻、四八二頁以下）。

(6) ここにいう「居留地規則第四条」とは、同右文書のうち、付属文書四にみえる「千八百六十七年第十月廿八日江戸に於て」締結に至った「横浜外国人居留地取締規則」中の第四条、「右居留地或は神奈川港内に居住せる支那人及び他の末々条約を取結はざる臣民の刑法及び取締は神奈川奉行右世話人の評議並補佐と外国領事より得へき評議とを以て之を取行ふへし」と

の規定をさしている。

(7) 前述の通り、国内においてもかかる議論がなされていた。事件が江藤による司法職務定制発布の前月にあたり、事実上神奈川の裁判制度が依然確立していなかったことにそもそも起因する。江藤はまず、「日本政府には条約未済国の船舶内に起りたる外国人間の問題に対しては何等干與する権能はない」とし、また「事法律問題に属するものである、外務省の権限内を脱して、司法省の管轄権内にあるものと云はなければならない」と主張した(『大江天也伝記』一八九一―一九〇頁)。

(8) 前掲『マリア・ルス事件』一九七頁以下参照。

(9) 早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』、「神奈川県ノ『マリヤ・ルツ』船事件取扱及裁判ニ対スル『ペルー』国抗議書」参照。

(10) 『大隈文書』、三条太政大臣宛回答書。

(11)(12)(13) 『大日本外交文書』第六卷、五二二頁以下。

(14) 三月七日付の「副島外務卿とペルー国使節との対話書」(『大日本外交文書』第六卷、四八〇頁以下参照)。

(15) 同日付で「伺之通」との指令が太政官より下されている(同右書、五二七頁)。

(16) 『大日本外交文書』第六卷、五一九頁。

(17) 国立公文書館所蔵『公文録』外務省ノ部、全(明治六年六月)。

(18) 『日本政治裁判史録』明治・前、二八六頁。

(19) 『法憲秘聞』二六六頁。

(20) 前掲『マリア・ルス事件』一九八頁以下。

(21) 安岡昭男『明治維新と領土問題』、教育社、二二―一九一頁。

(22) 「事項七 樺太問題ニ関スル件」(『大日本外交文書』第六卷、三四〇頁以下)に出火事件及び暴行事件等についてのやり取りが収録されている。

(23) 『明治維新と領土問題』、六〇頁。

(24) 「事項七 樺太問題ニ関スル件」の付属書一、同書、三四一―三四三頁。

(25) 拙著『明治国家と官僚制』、芦書房、平成三年参照。

四、仲裁裁判と北方領土交渉

黒田は当初、日本が出火事件や暴行事件を機に樺太に軍事介入することの意義を認めていなかった。したがって、現地からの出兵要請も「国害」にも等しいとして、にべもなく撥ねつけたのである。⁽¹⁾しかし、九月に入り樺太情勢が切迫してくると、従前の放棄論をもちや放擲せざるを得ない事態に立ち至ったのである。帰国した木戸、岩倉らも朝鮮問題同様、樺太問題にも重大な関心を寄せ、事態の速やかな解決を示唆していたのである。殊に岩倉は、同年十月十四日の朝鮮使節派遣問題をめぐる廟堂の評議において、「樺太ノ露国人暴行、台湾生蕃ノ暴行、朝鮮ノ遣使、此三事案ハ孰レモ重大ナリ能ク先後寛急ヲ慮リテ以テ其処分ヲ議定セント欲ス独リ朝鮮遣使ノミヲ以テ目下ノ急務トシテ論スヘキモノニ非ス露国ニ対スル樺太ノ事案ヲ処分シ且彼我ノ国境ヲ論定スルカ如キハ却テ目下ノ急務タラント思考ス⁽²⁾」とさえ発言している。

しかし、このとき樺太問題は呆気なく頓挫した。明治六年の政変が発生したのである。征韓派に与した副島が下野したことで、同問題をめぐる露国代理公使ヴュツオフの交渉は一時停止となった。同年十月二十八日、新外務卿に寺島宗則が就任したことから、ヴュツオフは再び交渉再開を要請した。だが、ヴュツオフの狙いが樺太領有の功績をわがものにしようとするところにあることを見抜いた岩倉が、交渉を先送りさせた。⁽³⁾

領土問題の解決にあたり、黒田は榎本武揚の起用を大久保に進言した。明治五年まで獄中にあった榎本であったが、出獄後は開拓使に出仕していた。英、仏、独、露語を自由に操り、卓抜な交渉力をもつ榎本に黒田は大いなる期待をかけたのである。⁽⁴⁾

明治七年一月十八日、特命全権大使に任命された榎本は、三月五日付で三条から樺太談判にかんする指令を受け、同十日横浜を出立した。そして同年六月十八日、ペテルスブルクにおいてロシア皇帝、アレクサンドル二世に拝謁し

た。榎本を待ち構えていたのは、ロシア外務省アジア局長、スツレモーフであつた。⁽⁵⁾ 事実上、樺太千島交換の訓令を受けた榎本の交渉は、年改まった翌八年を迎え本格化した。

一月三日、榎本は寺島外務卿宛に「樺太ヲ露領ト為スニ対スル地及代物ニ関スル談判ノ内容」⁽⁶⁾ について報告した。交渉は早くも条件闘争へと進んでいた。一方、仲裁裁判の方は、その半月後の十八日、日本政府は山口外務少輔を通じて、ペルーがロシアに対し提出したマリア・ルス号事件に関する一件書類に対する答弁書を、英仏両語に翻訳の上、榎本公使に送付した。⁽⁷⁾

仲裁裁判についてみると、一月から二月にかけては、六年六月二十五日にペルー・日本両国間に締結された、いわゆる「東京約書」の条文解釈を踏まえて、相手国公使や本国政府と証拠書類の提出をめぐるやり取りが頻繁になされている。二月下旬には、ペルー側がマリア・ルス号船主、ヘレイラ及び荷主、カネウァロ社よりの抗議書等の書類をロシア側に提出しようとしたのに対し、日本側は「東京約書」第二条が認める公用文書に該当しないとして異論を差し挟んだ。仲裁裁判は終始、仏語による文書、書簡を中心になされたが、このときの第三号付属書（和訳文）では以下のように表現されている。⁽⁸⁾

「ヘレラ」氏及「カネフアロ」氏社中よりの抗議書の義に付ては拙者の所見を閣下に陳述可致候拙者の意存にても右書面に千八百七十三年六月廿五日即明治六年六月廿五日東京約定書中に詳記せる仲裁人たる魯帝陛下可差出書類の部類に属すべきものにあらすして……（中略）……拙者の所見に據れば如何様な性質の書面を可差出敷は東京約定書第二款にて判然と存候即其文面中には同件に係る表向の往復書翰及其他の表向並に公共の記録云々と有之候に付仲裁人可差出書類は全く表向又は公共の性質を具せるもの而耳なる事瞭然にて夫の前文諸氏抗議書は只一個の私書にして約定書第二款中に記載無之のものとより外不存候

三月十四日付の寺島外務卿宛榎本公使報告書では、日本から送付された答弁書の不備を榎本が補った旨が記されている。特に、同事件をめぐる清国政府が如何にわが国の対応に好意的反応を示したかを弁髪例をもって具体的に

示す必要性が説かれている⁽⁹⁾。

ここで注目したいのは、この前日、すなわち同十三日付の寺島外務卿宛榎本公使報告書の中に、『マリアルズ』一件仲裁え可差出書類」が落手した旨が記され、『ボンベ』氏並に花房氏とも談合⁽¹⁰⁾」していることがみてとれることである。仲裁裁判に関する書類が早期に到着したことで、領土交渉と同時進行を迫られている榎本の安堵感が素直に表現されていて実に興味深い。

そして、三月十八日付の寺島外務卿宛榎本公使報告書では、「樺太問題ニ関シテハ露国ノ意見我訓条ニ大略一致ヲ見ルニ致リタル」⁽¹¹⁾旨が伝えられた。まさに領土交渉は大詰めを迎えたのである。そして四月四日の報告書には、条約締結について細部の詰めがなされていることがみてとれる。そして、その翌日、五日の寺島外務卿宛榎本報告書では、仲裁裁判をめぐる一件書類を取りまとめ、ロシア皇帝に提出した旨が伝えられている。

仲裁裁定にあたって、ロシア皇帝に対し提出された書類のうち、とりわけ注意をひくのは、「マリア・ルス号事件弁論書」であろう。同書は付属文書の一つであるが、相当の長文であり、冒頭に「露国皇帝陛下ノ公明ナル審断ニ移シタル『マリヤルズ』船一件ニ関スル議論ヲ定ムルニ至要」⁽¹²⁾と判断されていることから重要性が高いものと考えられる。その前後の資料と比較検討してみると、特に榎本らがロシア側への証拠書類の提出に際して万全の注意を傾注したことが感得される。同書中では、主として明治六年に東京で両国が取り交わした書簡に引用された原資料の理解や、ペルー側が本国政府と交換した書簡の取扱いをめぐる緻密な検討と反駁とがなされている⁽¹³⁾。こうした周到な交渉が領土交渉と言わば両睨みの形で進められ、榎本はまさに綱渡りのな駆け引きに終始したと言える。

かかる交渉の結果、同年五月七日、樺太千島交換条約が調印された。そして、六月十四日には電信によって、「日本政府ニテ施シタル都テノ所置ヲ全ク是トシ最早日本政府ニ毫モ関係ナシ」⁽¹⁴⁾とのロシア皇帝の裁決が榎本から寺島へと伝えられた。これにより、日本の仲裁裁判における勝訴が確定したのである。そして、同月十九日には、寺島外務

卿より三条太政大臣に電信文が上申され、同日榎本に対し、「マリヤルス仲裁ノ決裁我皇帝陛下御満足ニ承諾ナリタリ此旨不取敢魯皇帝陛下へ奏シ且報勞ノ御謝詞ヲ述へ置クヘシ」と打電されることになったのである。⁽¹⁵⁾

同裁定は、公式には「魯西亞皇帝陛下マリヤルズ一件仲裁断案書」として交付され、事件に対する日本の対応は、「万国普通ノ常則ニ違乖セル所ナク又特別ノ条約面ノ規條ニモ背ケル事ナキヲ我等確ト見究メタリ」と認定された。⁽¹⁶⁾ 榎本は、ロシア皇帝の裁決に対し、日本公使館において『マリヤルース』一件ハ秘露国未タ日本ト訂盟結約セザリシ前ノ事ニテ而シテ其事全ク日本領内ニ於テ起リタレバ日本政府終始自国ノ法律及ヒ通習ニ信據シテ処置セシハ万国公法上ニ於テ認可セル独立不羈国固有ノ權利ニシテ他国ノ敢テ喙ヲ其間ニ容ルル能ハザル所ナリ」との見解を表明した。⁽¹⁷⁾

これまで多くの同事件に関する研究が、仲裁国としてロシアを選定したことを、あたかもベルー・日本両国にとって利害関係の薄い国であるからとした認識が、如何に当時の国際関係を無視した誤解に基づくものであるかが明らかとなった。そしてその裁判の勝訴は、ロシア側が樺太領有に意欲を燃やしていたことのみならず、それを含めロシアの国内事情を知悉していた榎本の類稀な外交手腕によって勝ち取られたのであった。

(1) 『明治維新と領土問題』、五九頁以下。

(2) 『岩倉公實記』下（原書房、昭和五四年）、六五頁。

(3) 当初は花房書記官が交渉にあたる予定であったが、大久保、寺島らは黒田の進言を入れて榎本の起用に踏み切った。日本でロシア代理公使を相手に外務省は領土交渉を進める意向は薄かった。前掲注（1）参照。

(4) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『榎本武揚文書』、榎本・寺島往復電信（写）。

(5) スツレモーホフの姿勢は、樺太の国境線確定が後に紛争を招くと終始主張。榎本はロシア側の意図が樺太の全土領有にあることを察知した。

(6) 「事項六 樺太千島交換条約締結ニ関スル件」（『大日本外交文書』第八卷、一六七頁以下）参照。

(7) ～(10) 「事項一〇 秘露国風帆船『マリヤ・ルース』号ニ関スル件」（『大日本外交文書』第八卷、三七四頁）。

- (11) 『大日本外交文書』第八卷、一九〇頁以下。
- (12) 『公文録』明治八年自一月至十二月、「官符原案抄録」全。
- (13) 『公文録』(同右)で両国の争点となっているのは、明治六年三月にペルー国のガルシア使節が来日した際、神奈川県権令大江卓の指揮下になされた特別裁判の記録が一部抄録されたり、全部譲渡されたりしたために生じた証拠書類の混乱を回避するための約定の解釈と、ペルー使節・ペルー本国の相互連絡を含めるか否かであるが、結局のところ、それは約定が当事者両国がともに共有せる情報に限定して証拠を提出することに眼目がある点を日本側は強く主張した。
- (14) 『公文録』明治八年六月、外務省之部、全。
- (15) 『大日本外交文書』第八卷、四五二頁。
- (16) 同右書、四五七頁。
- (17) 同右書、四五八頁。なお、同年六月二十五日、外務省において寺島外務卿は英国公使パークスと会見したが、席上パークスは「マリヤリース船一件貴国ノ勝利可賀事ニ候」と発言している(『大日本外交文書』第八卷、四六〇頁)。いずれにせよ英米両国が終始同事件をめぐって親目的態度をとったことが事態の推移に対して大きく影響していることは否定できない。また、その後なされた褒章をみてもわかるように、優秀な御雇い外国人が法的側面や外交交渉の裏面において多大の貢献をなしたことは看過できない。

五、結び

以上、明治五年に発生し、明治八年の仲裁裁判をもって局を結んだマリア・ルス号事件について、従来『大日本外交文書』を中心に論究されてきた事実関係を今一度一次資料に従って再検討し、主に外務省が神奈川県に裁判を指令した法理と、仲裁裁判をめぐる裁定国の選定および裁判に対する外務省の対応について考察してきた。

前者については、羽賀論文に示唆を得て、明治六年七月の外務卿の指令が、太政大臣の輔弼を媒介として勅命をもって外務卿より神奈川県権令に「委任」された経緯とその背景について述べた。太政官正院は一貫して外務卿の「委

任」を妥当とする見解を表明した。それは、同事件発生後まもなく、横浜に裁判所を設置した司法省からの批判に應える形で達せられた。正院のこうした対応は、当時太政官三院制下において、各省や地方庁に対する有効な統制手段を欠いていた太政官が、特命による「委任」の法理を弾力的に使用しようとしたためと考えられる。かかる点については、今後広範な行政領域について検討されるべき課題と言える。

後者については、まずロシアを仲裁国に選定した外務省の対応に対する従来の評価を見直すことから出発した。ペルー・日本両国間で仲裁国選定をめぐる交渉が行われた明治六年前半は、北方領土をめぐる日露両国の緊張関係が高まった時期であった。従って、ロシアをもって両国にとり「利害関係が薄い」とするこれまでの多くの見解は、当時の状況を十分認識しない評価と言わざるを得ない。樺太情勢の緊迫化をまず察知したのが北海道開拓使であり、外務省の出先機関でない点に基本的問題がある。また、こうした情勢報告がなされた後もなお、外務省は裁定国の再検討を行わなかった。その背景には、すでに述べたような留守政府下の特殊事情が存在したのである。

同事件をめぐる以上二つの観点は、いずれも同期の太政官制の制度及び政治的矛盾の反映と捉えることができる。また、外交史的視点からは、榎本による領土交渉と仲裁裁判との同時並行的調整工作について、さらに踏み込んだ検討が要請されていることを指摘しておきたい。